

# 静岡県道路技術審議会概要

---

## 1 設置経緯

- 平成23年の地域主権一括法の施行により、これまで国が定めていた施設・公物管理の基準を地方公共団体が条例で定めることとなった。
- 本県では、平成24年に「**静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例**」等を制定し、県道の構造基準等を適切・柔軟に定めていくこととした。
- この機会を受けて、これまでの行政だけでの運用や知見だけでなく、様々な有識者等の知見を踏まえていくため、「静岡県道路技術審議会」を全国に先駆けて設置した。

## 2 静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例

- 静岡県では、4つの基準と道路技術審議会を県条例及び規則に規定

### 静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例

- ・道路の構造基準 (詳細は「静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則」で規定)
- ・道路標識の寸法 (詳細は「静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則」で規定)
- ・自動車専用道路と道路等との交差の方式
- ・道路移動等円滑化基準 (詳細は「静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則」で規定)
- ・「道路技術審議会」の設置 (詳細は「静岡県道路技術審議会規則」で規定)

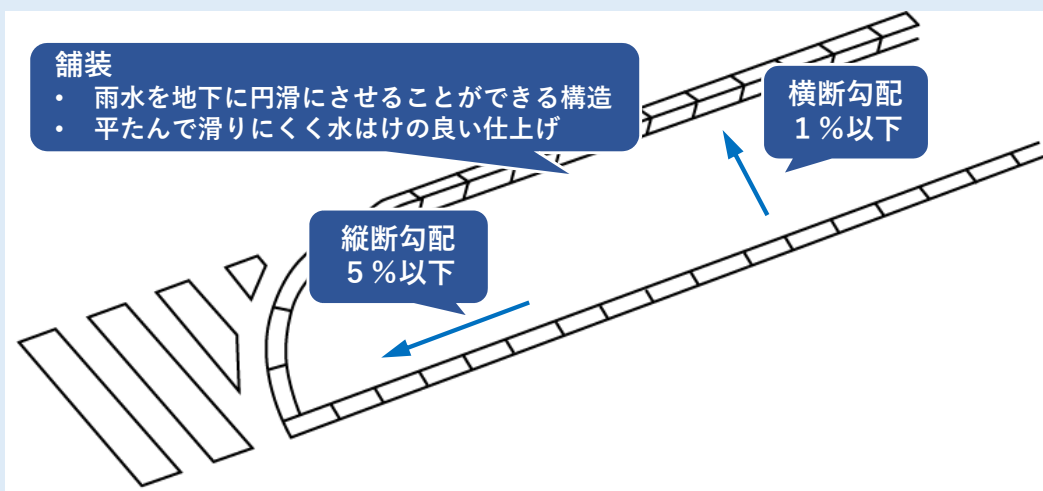
今回  
審議

### 3 静岡県の独自基準

#### 歩道等

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則

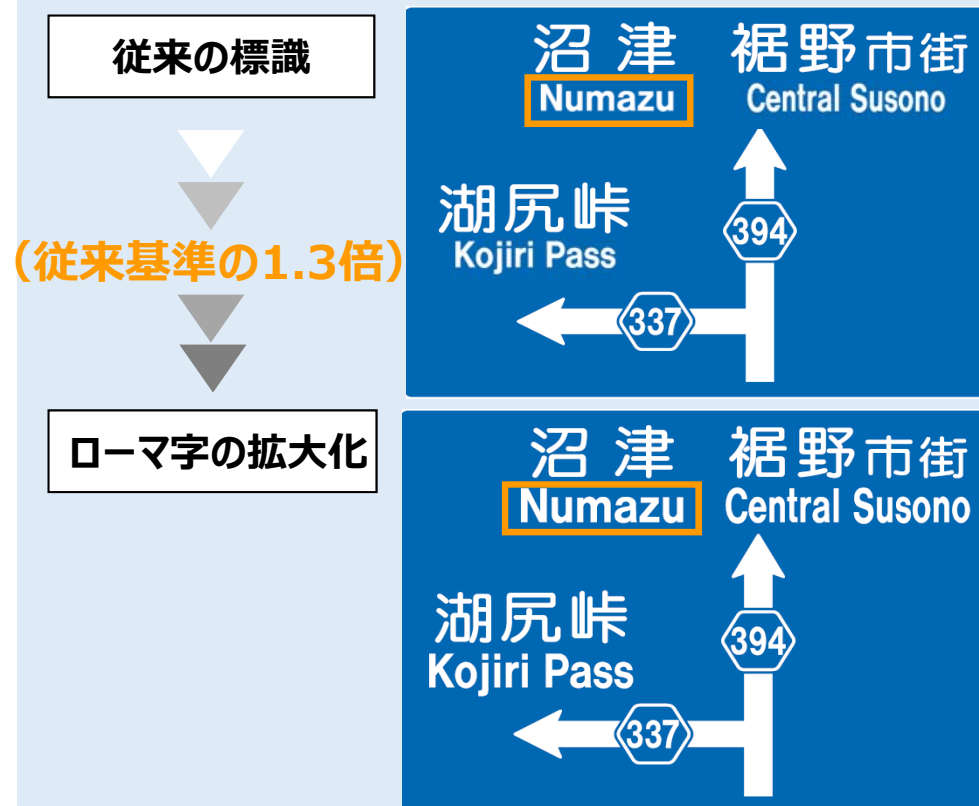
基準項目	左の基準項目の主な内容	
	県の基準	(参考) 道路構造令
縦断勾配	<b>5%以下</b> とする	(規定なし)
舗装	雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするとともに、平たんで滑りにくく水はけのよい仕上げとする	舗装する
横断勾配	<b>1%以下</b> とする	2%を標準とする



#### 道路案内標識

静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則

基準項目	左の基準項目の主な内容	
	県の基準	(参考) 標識令
文字(ローマ字)の大きさ	文字(漢字、かな)の大きさの <b>65%</b> の値	文字(漢字、かな)の大きさの <b>50%</b> の値



### 道路技術審議会の概要

#### (1) 根拠法令

- 静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例
- 静岡県道路技術審議会規則（平成24年静岡県規則第31号）

#### (2) 審議会の権限

- 知事の諮問に応じ、**県道の構造の技術的基準等について調査審議**する
- 県道の構造の技術的基準等及びこれに関し必要と認める事項について、知事に意見を述べることができる

#### (3) 条例及び規則に定める組織構成

- 任期：2年
- 委員数：20人以内

#### (4) 第6期

- 任期：令和4年10月10日～令和6年10月9日
- 構成員：14人

○これまでの審議会では、県規則の改正のほか“みちづくり”の策定などにおいて、専門的な知見から助言を得た。

回	開催日	主な内容
1	H24.10.3	道路の技術的基準に関する県及び全国の取組動向
2	H25.2.1	静岡県の“みちづくり” / 横断歩道橋のあり方
3	H25.10.23	横断歩道橋のあり方の検討 / 静岡県におけるITSの取組
4	H26.2.19	横断歩道橋のあり方の検討
5	H26.8.5	静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則改正 など
6	H27.3.11	ふじのくにの“みちづくり”の中間評価方法 / 道路整備事業事前評価実施要綱改正
7	H28.2.24	ふじのくにの“みちづくり”の中間評価
8	H29.1.19	伊豆半島道路ネットワーク会議の取組 / 道路法第37条の指定
9	H30.2.19	ふじのくにの“みちづくり”改定
10	R2.1.24	静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則の改正（自転車通行帯）
11	R3.10.29	静岡県が管理する県道の構造の技術的基準を定める規則の改正（歩行者利便増進道路）

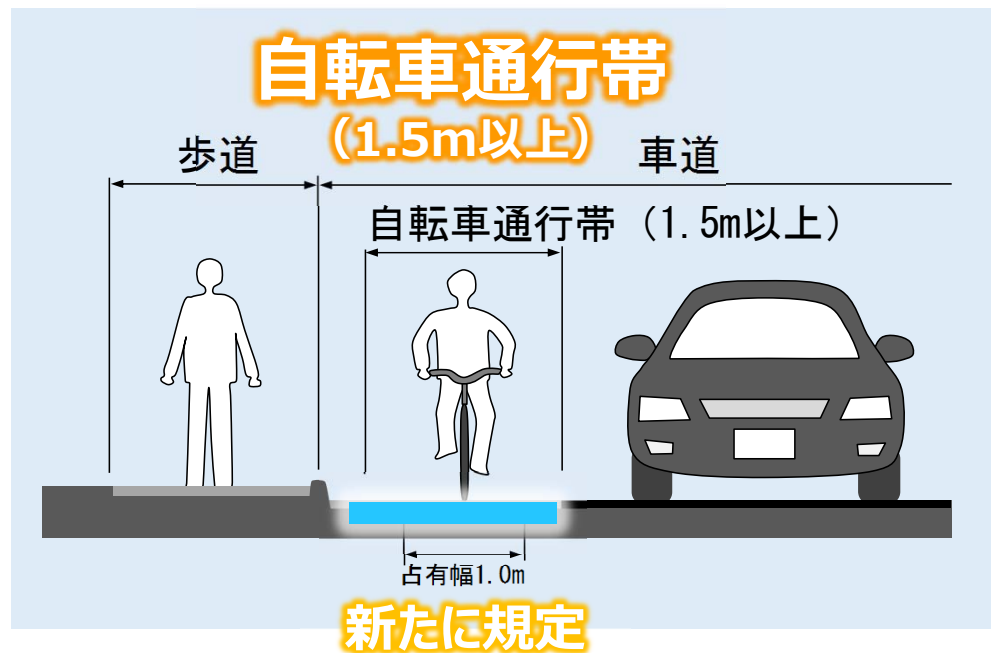
- 自転車利用環境を向上し、自転車の活用を推進していくため、  
**県規則に「自転車通行帯」を規定**（令和元年改正）

## 自転車通行帯の概要

**背景** 県内の交通事故件数は減少傾向である一方で、自転車対歩行者の交通事故件数はおおむね横ばいであり、歩行者・自動車と適切に分離された自転車通行空間の整備が必要

**定義** 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分

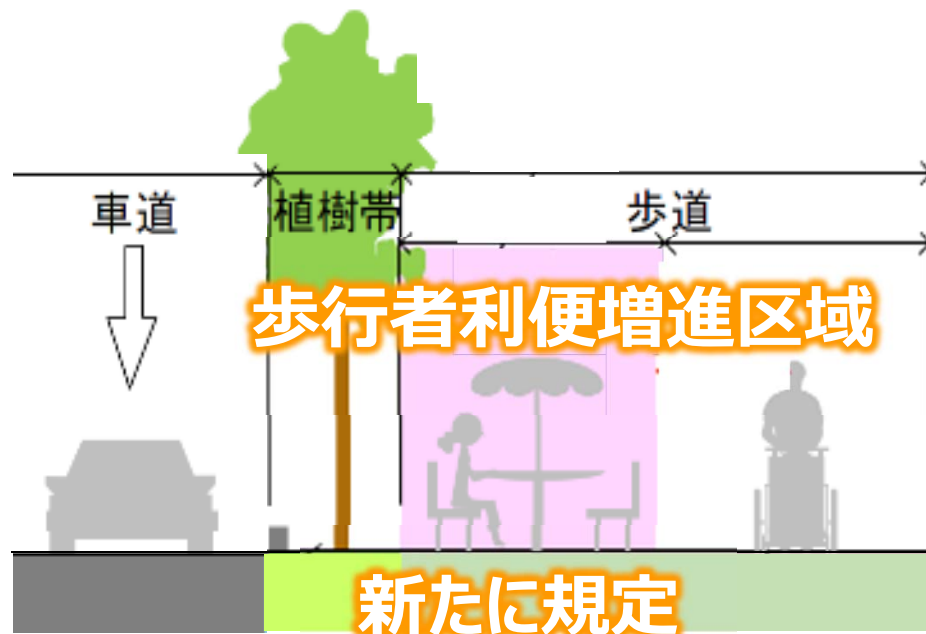
**構造** 幅員1.5メートル以上



- 道路空間の利活用を推進していくため、県規則に「**歩行者利便増進道路**（通称：ほこみち）」を規定（令和4年3月改正）

## 歩行者利便増進道路（ほこみち）の概要

- 背景** 従来の道路交通機能（自動車の安全かつ円滑な通行）に加え、賑わい空間の創出など、道路に対するニーズが多様化
- 制度** 歩行者利便増進区域では、より柔軟な道路占用を可能とし、民間の創意工夫を活用した空間を創出



出典：国土交通省資料に加筆



出典：<http://design-prize.sakura.ne.jp/archives/result/1213>

- 本年4月に県管理道路（2区間）で歩行者利便増進道路を初指定
- 道路空間を活用した地域の取組を促進し、活力を創出





## 1. 審議事項

- 静岡県移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める規則の改正

## 2. 報告事項

- 緊急輸送路における電柱の占用禁止措置
- 先端技術を活用した道路管理の研究
- 区画線による事故防止の効果検証